

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則  
(県例規集登載)

行政改革推進室

### 【人事委員会】

- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
(以上県例規集登載)

人事委員会

〃

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第七十六号

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則（昭和四十一年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第十二号中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年三月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第四十九号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和五年十二月二十六日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

初任給調整手当に関する規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2項職員 円	3項職員 円
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 415,600	円 369,500	円 309,200	円 51,100	円 50,000
1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	46,000
2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	42,000
3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	38,000
4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	34,000
5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	30,000
6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	49,300	27,000
7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	47,500	24,000
8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	45,700	21,000
9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	43,900	18,000
10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	42,100	15,000
11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	40,300	12,000
12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	38,500	9,000
13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	36,700	6,000
14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	35,300	3,000
15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	33,900	
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	32,500	
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	31,100	
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	29,700	
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	28,300	
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	26,900	
21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	26,300	
22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	25,700	
23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	24,700	

24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	24,100	
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	23,500	
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	22,900	
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	22,300	
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	21,500	
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	21,200	
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	20,800	
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	20,200	
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	19,300	
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	18,400	
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	17,700	

円	円
35,600	35,800
35,600	35,800
35,600	35,800
35,600	35,800
35,600	35,800
35,600	35,800
34,300	34,500
33,000	33,300
31,800	32,000
30,500	30,700
29,300	29,500
28,000	28,200
26,700	27,000
25,500	25,700
24,500	24,700
23,500	23,700
22,500	22,800
21,600	21,800
20,600	20,800
19,600	19,800
18,600	18,800
18,200	18,400

別表第三中

を

に定める。

# 令和5年12月26日 岡山県公報 号外

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

17,800
17,100
16,700
16,200
15,800
15,400
14,800
14,600
14,400
13,900
13,300
12,700
12,200

18,000
17,300
16,900
16,500
16,000
15,600
15,100
14,800
14,600
14,100
13,500
12,900
12,400

◎岡山県人事委員会規則第五十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年十二月二十六日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百二十以上百分の二百」を「百分の百二十五以上百分の二百十」に、「百分の百四十六以上百分の二百四十」を「百分の百五十一以上百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百八・五以上百分の百二十」を「百分の百十三・五以上百分の百二十五」に、「百分の百三十一・五以上百分の百四十六」を「百分の百三十六・五以上百分の百五十一」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十七」を「百分の百二」に、「百分の百十七」を「百分の百二十二」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和五年十二月一日から適用する。



令和5年12月26日 岡山県公報 号外

27	31	別表第六のハ 教育職給料表(一) 昇格時号給対応表中	55	62	97	100	76	77	別表第六のロ 公安職給料表昇格時号給対応表中	31	32	56	57
27	31		55	63	98	101	77	77		31	32	56	57
28	32		56	64	98	101	78	78		31	32	57	57
28	32		56	65	99	102	79	78		31	32	57	57
29	33		57	66	99	102	に、	79		32	32	57	57
29	33		58	67	100	102		80		32	32	57	58
30	33		59	68	100	103	を	94		32	33	57	58
30	34		60	69	100	103				94	32	33	57
31	34		61	69	101	に、	93	94		32	34	57	58
31	34		62	70	54					94	95	32	34
32	35	63	70	55		94	95	32	35	に、	59		
32	35	64	71		56	94	96	32	35			を	
33	35	65	71	57		94	96	33	を	32	55		
33	36	66	72		58	95	97	に改める。				31	32
34	を	67	を	59		95	97		70	31	32		
34		26			68	53	95	98				71	71
35	25	69	54	96	98	71	72	72	31	32	56		
35	26	70	54	96	99	72	73					73	31
	26	71	54	96	99	73	74	74	31	32	56		
				97	100	74	75					75	31
						75	76	76			56		

令和5年12月26日 岡山県公報 号外

64	54	43	教育職員給料表昇格時号給対応表中 別表第六のニ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表及び別表第六のホ 小学校・中学校 に改める。	62	58	51	41	66	62	57	48	に、		
64	54	44		38	62	59	51	42	66	63	58		49	38
64	55	を		39	63	59	52	42	67	63	58		49	39
65	55	37		40	63	59	52	43	67	63	58		50	40
65	56	38		41	63	59	53	43	67	63	59		50	41
65	56	38		41	63	60	53	44	67	63	59		51	41
65	57	39		42	63	60	54	44	67	64	59		51	42
65	58	39		42	63	60	54	45	68	64	60		52	42
65	59	39		42	64	60	55	45	68	64	60		52	43
65	60	40		42	64	61	55	46	を	64	60		53	43
66	61	40		42	64	61	56	46	37	64	61		53	44
66	61	41		42	64	61	56	47	38	65	61		54	44
66	61	41		42	64	61	57	47	38	65	61		54	45
66	62	42	42	64	61	57	48	38	65	61	55	45		
66	62	42	42	65	61	57	48	39	65	61	55	46		
66	62	43	42	65	62	57	49	39	65	62	56	46		
66	63	43	42	66	62	58	49	40	66	62	56	47		
67	63	に、	43	66	62	58	50	40	66	62	57	47		
67	63		43	67	62	58	50	41	66	62	57	48		



令和5年12月26日 岡山県公報 号外

36	27	40	31	別表第六のチ 医療職給料表(二) 昇格時号給対応表中	27	28	別表第六のト 医療職給料表(一) 昇格時号給対応表中	42	45	39	38	34	を に改める。	39	
37	27	41	31		27	28		42	45	40	39	34		25	39
37	28	41	32		27	28		43	46	40	39	34		26	39
38	28	42	32		28	29		43	を	41	39	34		26	40
38	29	42	33		28	29		43		37	39	35		26	40
39	29	43	33		28	29		44	38	41	39	35		27	40
39	30	43	34		28	30		44	38	42	40	35		27	40
40	30	44	34		29	30		44	38	42	40	36		28	41
40	31	44	35		29	30		45	38	42	40	36		28	41
41	31	45	35		29	31		45	39	43	40	36		28	41
41	32	45	36	30	31	45	39	43	41	36	29	41			
41	32	46	36	30	30	を	39	43	41	37	30	41			
42	33	46	37	26	25		26	40	43	41	37	31	42		
42	33	47	37	27	26	27	40	44	40	37	32	42			
42	34	を	38	28	26	27	40	44	40	38	33	42			
43	34		25	38	29	26	27	41	44	41	38	33	42		
43	35	26	39	29	26	27	41	44	41	38	33	42			
43	35	26	39	30	26	27	42	45	42	38	33	43			
	36	26	40	30	27	28	42	45	39	38	33				



# 令和5年12月26日 岡山県公報 号外

125	80	53	60	65	別表第六の二のイ 行政職給料表降格時号給対応表中 に改める。	90	84	95	91	85	73	58	42
125	84	54	62	68		90	85	96	91	85	74	59	42
に、	88	55	64	70		91	85	を	91	86	75	60	43
	93	56	66	72		91	85		91	86	に、	61	43
	98	58	68	74		91	86		92	86		62	44
103	60	71	76	91		86	92	87	63	44			
97	109	62	74	78		92	86	81	92	87	64	45	
102	115	を	77	80		92	87	82	92	87	82	65	46
107	121		83	80		82	87	82	93	88	82	65	47
112	を	54	83	84		92	87	82	93	88	82	66	48
を		77	56	86	86	93	88	83	93	88	83	66	49
	82	58	89	88	93	88	83	93	89	83	67	50	
	87	60	92	90	93	88	83	94	89	83	67	51	
	92	61	93	92	94	89	83	94	89	83	68	52	
に、	97	62	93	93	94	89	84	94	90	84	68	53	
	102	63	93	93	94	89	84	95	90	84	69	54	
に、	107	に、	に、	に、	54	89	84	95	90	84	70	55	
	56				90	84	90	84	71	56			
67	116	76	58	58	53	95	84	95	90	85	72	57	
80					54								
					55								
					56								
					59								
					62								



令和5年12月26日 岡山県公報 号外

59	103	54	74						50	別表第六の二のへ 研究職給料表降格時号給対応表中			46	・ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表中		136
62	108	57	76	113	80	99	68	52	116		97	48	142			
65	113	60	77	116	82	100	70	54	120		100	50	148			
68	118	62	78	118	84	102	72	を	に改める。	を	52	52	150			
70	121	64	79	120	86	104	74				42	114	54	152		
74	121	66	80	121	88	106	76	44	別表第六の二のニ 教育職給料表(ニ)降格時号給対応表及び別表第六の二のホ 小学校	121	56	153				
77	に、	68	84	に、	90	108	78	46		に改める。	を	58	に、	45		
80		71	88		92	92	111	80				48		79	82	78
83	に改める。	74	92	に、	94	114	82	49	に、	を	85	80	47			
		58	77		96	96	117	84			50	82	88	80	48	
		60	80		99	97	120	86			51	85	90	82	84	51
		62	81		102	98		88			52	88	92	84	85	54
		64	82		106	99	を	90			54	92	94	86	87	57
		67	83		110	100		92			に、	94	96	87	88	91
		70	84		115	101	63	93				62	100	104	88	94
		74	88		120	102	66	94			64	104	108	91		
		78	92			103	69	95			66	107				
		82	96		を	104	72	96			66	110				
	を	100	51	107	74	97										
				72	76	98										

令和5年12月26日 岡山県公報 号外

90	68	84	63	別表第六の二のチ 医療職給料表(二)降格時号給対応表中	別表第六の二のト 医療職給料表(一)降格時号給対応表中	85	59	60	に、	85	48	54	別表第六の二のチ 医療職給料表(二)降格時号給対応表中	別表第六の二のト 医療職給料表(一)降格時号給対応表中				
92	69	86	64			に改める。	62	62		62	に、	85			50	56	を	47
93	70	88	65			57	65	64		57	に、	78			52	58	51	55
94	71	89	66			58	69	67		58	を	80			54	60	59	59
95	72	90	67			59	73	70		59	82	56			56	62	62	62
96	73	91	68			60	77	73		60	84	58			58	64	62	59
97	74	92	69			63	81	76		63	82	60			60	66	66	62
98	75	94	70			66	を	80		66	84	62			62	68	68	62
99	76	96	71			69		51		84	69	91			64	64	70	70
に、	77	98	72			に、	51	89		72	72	66			66	72	72	72
	78	を	73	54	94		76	76	68	68	74	74	74	74				
	79		57	57	80		80	70	70	70	76	76	76	76				
	112	80	58	75	60		84	84	84	72	72	78	78	78				
	116	81	60	76	62		90	90	79	74	74	80	80	80				
	120	82	62	77	64		96	96	82	76	76	82	82	82				
	124	83	64	78	66		102	102	85	79	79	84	84	84				
	127	84	65	79	71		を	50	90	90	82	82	82	82	82			
	130	86	66	80	76			52	52	95	85	85	85	85	85			
	133	88	67	82	61		81	54	54	100	85	85	46	50	50			
			62	62	81	56	56	58	85	85	46	52	52					

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

附 則

148	136
152	140
156	144
159	148
162	152
165	156
	160
	164
	を
	113
	118
	123
	128
	131
	134
	137
	140
	144

に改める。

◎岡山県人事委員会規則第五十二号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

岡山県人事委員長 安 田 寛

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第二条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条第二項並びに第十七条」を「第十条第一項、第二項及び第五項、第十一条第二項並びに第十八条」に改める。

第九条第二号中「第十四条第二項において「育児休業法」を「以下「育児休業法」に、「第十四条第二項において「育児休業条例」を「第十四条第二項及び第十七条の二第二号において「育児休業条例」に改める。

第十条第一号イ中「及び第十五条第一項」を「、第十五条第一項、第十七条の八第一項及び第十七条の九第一項」に改める。

第十七条の次に次の十二条を加える。  
(勤勉手当)

第十七条の二 条例第十条第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける短時間勤務会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する短時間勤務会計年度任用職員（同条第四項において準用する給与条例第十九条の二各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員とする。

一 第九条第一号に該当する者

二 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員のうち、育児休業条例第七条第二項に規定する職員以外の短時間勤務会計年度任用職員

第十七条の三 条例第十条第一項前段の人事委員会規則で定める短時間勤務会計年度任用職員は、第十条第一号及び第二号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員とする。

第十七条の四 条例第十条第一項前段の人事委員会規則で定める日については、期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定を準用する。

第十七条の五 条例第十条第一項後段の人事委員会規則で定める短時間勤務会計年度任用職員は、次に掲げる短時間勤務会計年度任用職員とし、これらの短時間勤務会計年度任用職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第二号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。

一 その退職し、又は死亡した日において第十七条の二第一号又は第二号のいずれかに該当する職員であった者

二 第十二条第二号、第三号及び第四号に掲げる者

第十七条の六 条例第十条第二項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する短時間勤務会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第十七条の十一に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」と

いう。)を乗じて得た割合とする。

**第十七条の七** 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における短時間勤務会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表に定める割合とする。

**第十七条の八** 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を控除する。

1 第十四条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員として在職した期間

2 育児休業法第二条の規定により育児休業（第十四条第二項第四号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしている短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間

3 病気休職（地公法第二十八条第二項第一号の規定による場合の休職をいう。）にされていた期間。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この条において同じ。）による負傷若しくは疾病による休職の場合を除く。

4 条例第十二条の規定により報酬を減額された期間

5 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日及び休日（代休日）を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）を控除した期間。ただし、その控除後の期間が三十日以下となる場合を除く。

6 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

7 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

3 前条に規定する基準日以前六箇月以内の期間のうち現実に勤務した日がない職員（年次休暇並びに公務上の負傷若しくは疾病による特別休暇及び公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤による負傷若しくは疾病による病気休職の場合を除く。）の勤務期間は、前項の規定にかかわらず、零とする。

**第十七条の九** 第十五条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、期末手当及び勤勉手当に関する規則第十一条第二項の規定を準用する。

**第十七条の十** 条例第十条第四項において準用する給与条例第十九条の二並びに第十九条の三第一項及び第五項の在職期間は、条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前条第一項で準用する第十五条第一項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

**第十七条の十一** 短時間勤務会計年度任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。

- 一 勤務成績が優秀な職員 百分の百二・五超
- 二 勤務成績が良好な職員 百分の百二・五

三 勤務成績が良好でない職員 百分の百二・五未満  
 2 前項の場合において、短時間勤務会計年度任用職員の成績率を同項第三号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

**第十七条の十二** 前条に定めるもののほか、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**第十七条の十三** 条例第十条第二項前段の勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第十八条第一項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第二十二条中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第二十四条中「第十六条第四号」を「第十七条第四号」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十七条の七関係）

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。ただし、第二条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第五十三号

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条を削り、第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第二条 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条第四号並びに第三十条」を「第十八条第一項、第二項及び第五項、第三十条第四号並びに第三十一条」に改める。

第九条第二号中「第十三条第二項」の下に「及び第十六条の二第二号」を加える。第十六条の次に次の十二条を加える。

（勤勉手当）

第十六条の二 条例第十八条第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する会計年度任用職員（同条第四項において準用する給与条例第十九条の二各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

一 第九条第一号に該当する者

二 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、育児休業条例第七条第二項に規定する職員以外の会計年度任用職員

第十六条の三 条例第十八条第一項前段の人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、第十条第一号及び第二号に掲げる会計年度任用職員とする。

第十六条の四 条例第十八条第一項前段の人事委員会規則で定める日については、期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定を準用する。

第十六条の五 条例第十八条第一項後段の人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員とし、これらの会計年度任用職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第二号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。

一 その退職し、又は死亡した日において第十六条の二第一号又は第二号のいずれかに該当する職員であった者

二 第十二条第二号、第三号及び第四号に掲げる者

第十六条の六 条例第十八条第二項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第十六条の十一に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

第十六条の七 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表に定める割合とする。

第十六条の八 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を控除する。

一 第十三条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員として在職した期間

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（第十三条第二項第四号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしている短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間

三 病気休職（地公法第二十八条第二項第一号の規定による場合の休職をいう。）にされていた期間。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この条において同じ。）による負傷若しくは疾病による休職の場合を除く。

四 条例第二十五条の規定により給与を減額された期間

五 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日及び休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）を控除した期間。ただし、その控除後の期間が三十日以下となる場合を除く。

六 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

七 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

三 前条に規定する基準日以前六箇月以内の期間のうち現実に勤務した日がない職員（年次休暇並びに公務上の負傷若しくは疾病による特別休暇及び公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤による負傷若しくは疾病による病気休職の場合を除く。）の勤務期間は、前項の規定にかかわらず、零とする。

第十六条の九 第十四条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。

二 前項の期間の算定については、期末手当及び勤勉手当に関する規則第十一条第二項の規定を準用する。

第十六条の十 条例第十八条第四項において準用する給与条例第十九条の四第五項において準用する給与条例第十九条の二並びに第十九条の三第一項及び第五項の在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

二 前条第一項で準用する第十四条第一項第各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第十六条の十一 会計年度任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。

一 勤務成績が優秀な職員 百分の百二・五超

二 勤務成績が良好な職員 百分の百二・五

三 勤務成績が良好でない職員 百分の百二・五未満

二 前項の場合において、会計年度任用職員の成績率を同項第三号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

第十六条の十二 前条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

第十六条の十三 条例第十八条第二項前段の勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第十八条中「第二十九条第四号」を「第三十条第四号」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十六条の七関係）

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未滿	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未滿	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未滿	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未滿	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未滿	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未滿	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未滿	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未滿	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未滿	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未滿	100分の15
15日以上 1 箇月未滿	100分の10
15日未滿	100分の5
0	0

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。ただし、第二条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。